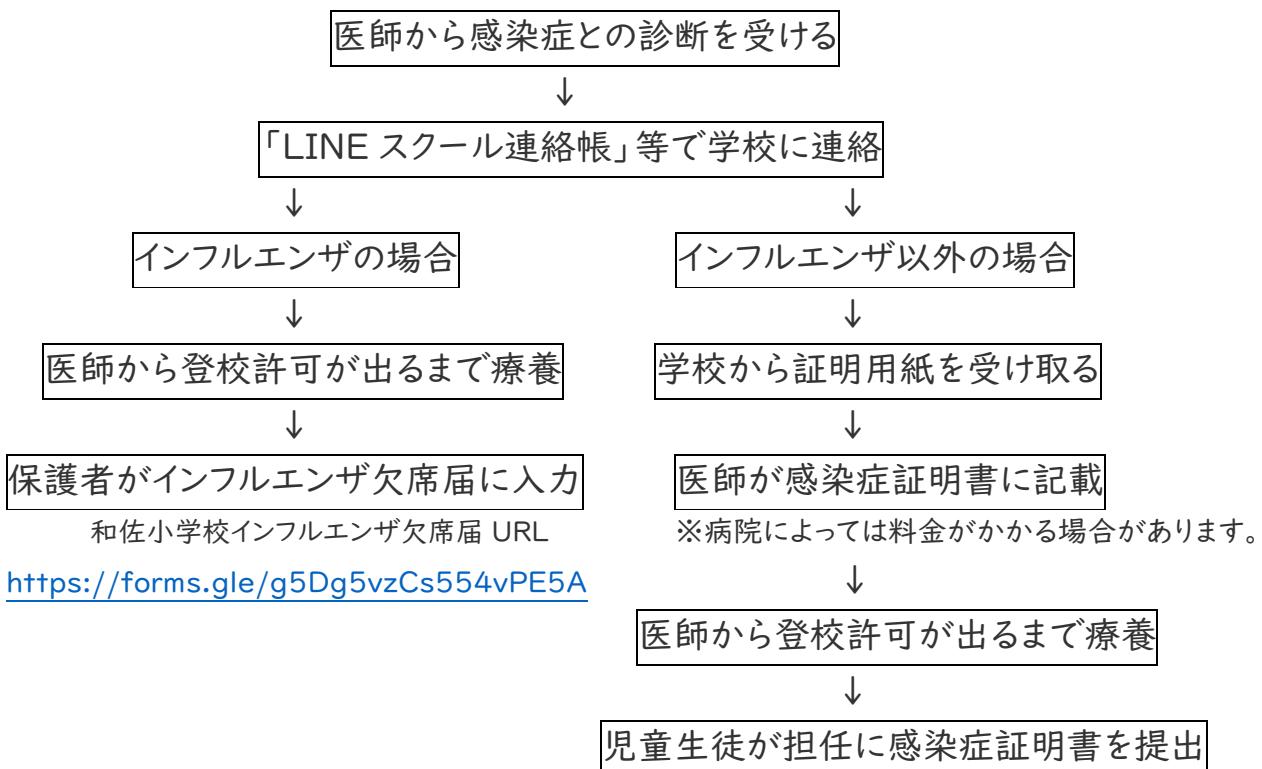


【学校感染症について】

平素は本校の学校保健活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

学校では、予防すべき感染症の種類等が学校保健安全法施行規則で次のとおり定められており、他の児童生徒に感染する可能性がある期間は出席することができません。この出席停止の期間は欠席の扱いとなりませんので、万一感染が疑われる場合は、主治医と相談のうえ十分療養し、感染の恐れがなくなってから登校するようお願いします。

★医師の診断から登校までの流れ(和佐小学校)



【学校感染症の種類】

『学校において予防すべき感染症の解説(令和5年度改定)』(公益財団法人日本学校保健会)より

第一種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)

第二種

インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症